

変更部分に赤字下線

基本目標	主要目標	施策
1 男女平等を支える意識をつくる	(1) 男女の 人権を尊重する意識の浸透	男女の人権を尊重するための意識啓発と情報提供
		生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の理念普及
		メディア・リテラシーの育成
	(2) 性別による固定的役割分担意識の解消	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の普及啓発
		男女共同参画に関する学習機会の充実
		男女の自立を支える技術の取得支援
	(3) 男女平等教育の推進	家庭における男女平等教育の推進
		学校における男女平等教育の推進
		職場における男女平等教育の推進
		地域における男女平等教育の推進
	(4) あらゆる暴力の根絶	DV・セクハラ防止対策の推進
		DV・セクハラ被害者への支援
相談体制の充実と関係機関の連携		
2 男女が共にいきいきと暮らせる環境をつくる	(1) 子育てにおける男女共同参画の推進	子育て支援サービスの充実
		地域における子育て支援の促進
	(2) 働く場における男女共同参画の推進	雇用機会の平等と公平な待遇の促進
		育児・介護休業等の法律・制度の周知・取得の促進
		女性の起業・再就職への支援
		管理的立場への女性の参画促進
	(3) 生涯を通じた健康支援	心とからだの健康支援
		妊娠、出産等に関する健康支援
高齢期における健康支援		
3 男女共同参画によるまちづくりをすすめる	(1) 政策・方針決定の場への男女共同参画	審議会等への男女共同参画の促進
		男女共同参画の推進に関する人材の育成
	(2) 地域における男女共同参画の推進	地域活動等への男女の参加促進
		安心・安全な地域づくりの推進
		専門分野への女性の参画
	(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献	地域における国際交流の推進
		国際的課題への理解・協力活動の支援
		在住外国人への支援
	(4) 男女共同参画推進体制の整備	市民・事業者等とのパートナーシップによる計画の推進 (国・県・NPO等関係機関との連携促進)
		庁内における男女共同参画推進体制の強化
		男女共同参画にかかる現状の分析・計画の進行管理
		男女共同参画を推進するための活動の場の整備

修正するに当たっての考え方

基本目標 1

(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透

人権を尊重する意識の浸透では、広がりすぎるため、「男女の」と限定した。

男女の人権尊重の意識を浸透させるためには、市からの情報提供が欠かせないことから、意識啓発と情報提供を位置づけた。

第4回審議会時のご意見でリプロダクティブ・ヘルス・ライツについて、ヘルスとライツに分ける必要があるのかどうかのご意見があり、また、なるべくカタカナは、使わないほうがよいとのことから、条例基本理念にそって、「生涯にわたる性と生殖・・・」とに表現を変更した。

(2) 性別による固定的役割分担意識の解消

男女の自立を支える技術の取得支援については、市民意識調査結果において、男性は家事の自立度、女性は重大事項の決定の自立度が低かったことから、固定的役割分担意識の解消の施策(例：男性対象の料理・介護・育児等講座の充実、又、女性対象の年金・住宅・税金等等講座の充実など)としてこの項目を入れることとした。

(3) 男女平等教育の推進

第4回審議会時のご意見を反映して、家庭、学校、職場、地域と、対象別に記載した。指導者への男女平等意識の浸透についてはそれぞれ取り組みの中で入れていくこととした。

(4) あらゆる暴力の根絶

第4回審議会時のご意見で加害者への対策【例：DV被害についての周知徹底等】は、被害者への支援のひとつとして取り組みの中で入れることとした。

基本目標 2

(1) 子育てにおける男女共同参画の推進

ひとり親への取り組みは、子育て支援サービスの中で入れることとした。また、次世代育成計画との連携として、地域での子育て支援を施策とした。

(3) 生涯を通じた健康支援

すべて健康支援となるので、表現を少々変更し、対象を明確化した。

「安心・安全な環境づくり」が健康支援という位置づけは「防犯」等も想定すると適切ではないと思われるので、「地域における男女共同参画の推進」の方に位置づけた。

基本目標 3

(2) 地域における男女共同参画の推進

地域活動等への男女の参加促進の取り組みの中にNPO育成等を入れることとした。

防災・災害復興体制の確立及び第4回会議時に意見のあったバリアフリー対策については、安心・安全な地域づくりの推進の取り組みの中に位置づけることとした。

「科学技術分野への女性の参画」は、広い意味合いを含めて「専門分野への女性の参画」とした。

(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献、(4) 男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画推進体制の整備については、男女共同参画わこうプラン(現計画)でも最後に位置づけていることから、位置づけ順序を変更し、男女共同参画推進体制の整備を最後にもってくることとした。

(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献

第4回審議会時のご意見で「国際的協調」としたらどうかのご意見もあったが、基本理念と同様となるため、変更していない。

(4) 男女共同参画推進体制の整備

第4回審議会時のご意見で「男女共同参画を推進するための活動の場の整備」についてのご意見があり、条例の基本的施策にも位置づけられているため、施策として位置づけた。